



曇りが日ごとに増してまいりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

梅雨入りももう目の前ということで、じめじめした毎日が続きそうですね。

皆さまが気持ち晴れやかに日々を過ごせますように、お祈り申し上げます。



今日は何の日？

## 6月9日 ネッシーの日



イギリス・スコットランドのネス湖に巨大な怪獣が住むという記事が写真とともに新聞に掲載されました。それが今から85年前のこの日です。

この怪獣はネス湖にちなんでネッシーと名づけられました。こちらの写真が世界中で有名になりましたが、この写真は潜水艦のおもちゃに恐竜の首を付けて撮影されただけの偽の写真でした。

しかしその後も様々な目撃情報や写真などが出回っていて本当に存在するのか、それとも存在しないのかとてもロマンに満ちたミステリーです。夏の暑い時期に涼しいイギリス・スコットランドを訪れて自然を満喫ついでにネッシーを探してみたいいかがでしょうか。

## 日本は自動車税が高い！？

自動車税とは、自動車を保有するだけでかかってくる「保有税」ともいわれる税金です。

日本の自動車税は世界的に突出して高いと言われており、**極端に自動車税が低いアメリカの約24.4倍、ドイツと比べても約2.2倍**とされています。

車を保有するには、新車を購入するときの自動車取得税や自動車重量税と消費税、毎年払う自動車税、それに日常使用にかかるガソリン税と消費税が必要になります。

12年間平均的なグレードのクルマを保有するだけで、150万円近くの税金を支払う試算が出ています。若者の車離れはこういった税金の高さも関係しているのでしょうか…。

## 今月の税務予定

6月11日(月)

・5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7月2日(月)

・4月決算法人の確定申告と納税  
・10月決算法人の中間申告と納税  
・7月、10月、1月決算法人の3月ごとの中間申告  
・5月分社会保険料納付





## 住民税の普通徴収・特別徴収について

「住民税の特別徴収額決定通知書」が届いて、あれ？普通徴収として給与支払報告書を提出しているはずなのに、なぜか特別徴収になっている…と驚かれた方も多いと思います。

実は、平成30年度から関西圏で一斉に、原則として、法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定し、住民税の給与からの特別徴収を徹底することになっています。

ですので、前年までは個人で住民税を支払われていた方も、今年度からは給与から天引きされて会社でまとめてお支払いいただく形になっておりますので、お間違いのないようお願いいたします。

## ～労働保険の申告書が届く頃です～

そろそろ皆さまのお手元に、労働保険の年度更新の申告書が届く頃だと思います。(黄緑色の封筒のものです)

労働保険料は、年に一度、雇用保険料と労災保険料を算定・申告し、会社がまとめて前払いします。そのまとめて支払った前払の額を、月単位で従業員の給料から徴収していく形となります。

労働保険の申告と前払いの納付の期間は今年度は**6/1(金)～7/10(火)**です。お伺いした際に申告書の封筒一式をお渡しいただけますので、ご協力よろしくお願いいたします。



## 今月の1冊

「コンビニ人間」著：村田 沙耶香



第155回芥川賞を受賞した作品です。ヒロインの古倉恵子は30代半ばで、正規の就職をせずに大学時代に始めたコンビニのアルバイトを続けていて、恋愛経験もありませんでした。そんな彼女の生活に入り込んできた男・白羽。世間の目を欺くため、恵子は白羽との「偽装同棲」を行ったり、バイトを辞めて就職をしようとするが、やはり居心地のいい「コンビニ」という場所に呼ばれるようになって戻っていくのでした。

人間関係を面倒と感じたり、社会の中で生きづらさを感じる人が多くなっている今、彼女に共感する人も多いのではないのでしょうか。

## 編集後記

皆さま、先月のGWはどのように過ごされましたでしょうか？お仕事だったという方は、ご苦労さまでした。

私は特に遠出をしたいということはありませんでしたが、親戚の集まりがあるということで祖母の家に行って、子どもたちの相手をさせられておりました。笑

キャッチボールやバドミントンをして遊んだのですが、さすがに子どもは元気ですね。走り回っても疲れを知らないというか…笑一方の私はというと、子ども達に置いて行かれないようにするのがやっとで、怖る頃にはへとへとになっていました。

自分も歳をとったなぁと痛感した瞬間でした。笑

